

平成28年度定期総会資料

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会

期日：平成28年6月18日（土）

場所：塩谷中学校 アリーナ

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会総会次第

1 開 会

2 あいさつ 反対同盟会会長 君島 勝美

3 来賓あいさつ 塩谷町長 見形 和久 様
塩谷町議会議長 手塚 礼知 様
栃木県議会議員 船山 幸雄 様

4 議 事

議案第1号 平成27年度活動報告について

(事業期間 平成27年5月31日～平成28年5月31日)

議案第2号 平成27年度収支決算報告及び監査報告について

(事業期間 平成27年5月31日～平成28年5月31日)

議案第3号 平成28年度活動方針(案)について

議案第4号 平成28年度収支予算(案)について

議案第5号 規約の改正(案)について

議案第6号 平成28年度役員について

協議第1号 同盟会事務所の統合について

協議第2号 広報車の取り扱いについて

5 その他

① ダイレクトメールの対応について

② 塩谷町からの説明事項

・塩谷町が所有する指定廃棄物の放射線量の再測定の実施について

6 閉 会

議案第1号

平成27年度 同盟会活動報告

No.	期 日	活 動 名	備 考
平成27年			
1	5 / 1 (金)	県環境森林部候補地視察	6名
2	5 / 10 (日)	同盟主催「フォーラム」新聞折り込み配布	3,300枚
3	5 / 14 (日)	同盟主催「フォーラム」開催(旧塩谷高) ※同日同時刻、環境省第1回フォーラム開催(宇都宮市)	1,200名
4	5 / 21 (水)	署名集計 180,169名	
5	5 / 27 (水)	第12回本部役員会議(同盟会事務所)	15名
6	6 / 10 (水)	第13回本部役員会議(同盟会事務所)	15名
7	6 / 16 (火)	会計監査	
8	6 / 22 (月)	環境省第2回フォーラムサイレントアピール(宇都宮)	約100名
9	6 / 24 (水)	同盟会総会(農協塩谷支店会議室)	98名
10	7 / 4 (土)	町主催「学習会」開催 同盟会後援(塩谷中アリーナ)	350名
11	7 / 6 (月)	第14回本部役員打合せ(同盟会事務所)	12名
12	7 / 8 (水)	第4回県有識者会議傍聴(栃木県公館)	4名
13	7 / 14 (火)	第15回本部役員会議(同盟会事務所)	12名
14	7 / 15 (水)	本部役員・プロジェクト合同会議	27名
15	7 / 19 (日)	宮城加美町集会メッセージ送付	
16	7 / 22 (水)	環境省来町サイレントアピール(町内)	300名
17	7 / 24 (金)	第6回同盟会役員全体会(農協塩谷支店会議室)	98名
18	7 / 25 (土)	千葉県住民集会メッセージ送付	
19	8 / 19 (水)	本部役員・町区長会合同会議(農協塩谷支店会議室)	70名
20	8 / 29 (土)	同盟会3000人集会(町総合公園)	2,700名
21	9 / 10 (水)	候補地大雨・監視活動12月末日まで中止	
22	9 / 11 (木)	千葉県住民集会署名提出	5,958名
23	9 / 13 (日)	環境省第3回フォーラムサイレントアピール(大田原市)	200名
24	9 / 18 (金)	第15回本部役員会(同盟会事務所)	11名
25	9 / 24 (木)	町・議会・同盟会協議(役場)	28名
26	9 / 27 (日)	臨時本部役員会(同盟会事務所)	11名
27	9 / 28 (月)	町・議会・同盟会三者協議(役場)	30名

No.	期 日	活 動 名	備 考
28	10 / 1 (木)	第16回 本部役員会(同盟会事務所)	12名
29	10 / 6 (火)	町・議会・同盟会三者協議(役場)	31名
30	10 / 8 (木)	同盟会役員等県自民党幹事長面談(栃木自民党会館)	12名
31	10 / 14 (水)	環境省候補地豪雨被害調査(現地)	60名
32	10 / 14 (木)	第7回同盟会役員全体会(農協塩谷支店会議室)	108名
33	10 / 29 (木)	環境省第2回ダイレクトメール送付	
34	11 / 4 (水)	第8回同盟会役員全体会(道の駅)	108名
35	11 / 9 (月)	町「関東・東北豪雨」調査説明会(区長会へ)	50名
36	11 / 19 (木)	第16回本部役員(同盟会事務所)	13名
37	11 / 20 (金)	町「関東・東北豪雨」調査説明会(塩谷中アリーナ)	520名
38	11 / 23 (月)	第17回臨時本部役員会(同盟会事務所)	13名
39	11 / 27 (金)	本部役員13名辞任	
40	12 / 2 (水)	第18回臨時本部役員会(同盟会事務所)	13名
41	12 / 7 (月)	第9回同盟会役員全体会(農協塩谷支店会議室)	120名
42	12 / 12 (土)	環境省第3回ダイレクトメール送付	
43	12 / 26 (土)	第1回同盟会執行体制検討会(道の駅)	
平成28年			
44	1 / 22 (水)	環境副大臣来町	
45	2 / 4 (木)	環境省第4回ダイレクトメール送付	
46	2 / 27 (土)	第2回同盟会執行体制検討会(塩谷中アリーナ)	200名
47	3 / 2 (水)	第2・3回ダイレクトメール環境省へ返送	1,288通
48	3 / 3 (木)	署名集計 182,382名	
49	3 / 16 (水)	第1回同盟会新執行体制打ち合わせ会議(役場)	
50	4 / 20 (水)	第2回同盟会新執行体制打ち合わせ会議(玉生コミュニティー)	
51	5 / 2 (月)	同盟会ブロック理事選出打ち合わせ会議(役場)	
52	5 / 10 (火)	同盟会役員選出会議(役場)	
53	5 / 21 (土)	第3回同盟会執行体制検討会兼全体会(塩谷中アリーナ)	
53	5 / 28 (土)	同盟会新旧役員事務引継(同盟会事務所)	8名

議案第2号

平成27年度塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会 決算報告書

◎収入の部

2016/05/31現在

科 目	金 額	内 訳
1. 前年度繰越金	6,262,589	
2. 活動物品販売収入 (のぼり旗等)	1,107,460	・区 656,000 ・企業、各種団体 143,000 ・個人 221,000 尚仁沢の水 87,460
3. ステッカー販売収入	26,000	・ステッカー26枚 26,000
4. 募金	47,950	・区 0 ・他 47,950
5. 寄付金	211,738	・企業、各種団体 127,738 ・個人 84,000
6. その他収入	887	・預金利子等 887
合 計	7,656,624	

◎支出の部

科 目	金 額	内 訳
1. 同盟会運営費	3,709,790	
① 集会等開催費	44,998	・旧塩谷高校屋外運動場証明使用料 1,042 ・無線機レンタル料 43,200 ・振込手数料 756
② 街頭活動費	629,393	・広報車ガソリン代 179,053 ・道路使用許可申請料 34,500 ・広報車自動車税(エスティマ) 51,700 ・バス借上代 129,200 ・街頭宣伝時昼食代 48,000 ・広報車(軽ワゴン)キャリア代 12,800 ・軽ワゴン賃借料 110,000 ・宇都宮デモ時おにぎり・茶代 33,360 ・エスティマ任意保険 30,780
③ 抗議活動費	2,503,788	・のぼり旗、竿代 1,082,754 ・振込手数料 7,884 ・バス代 316,800 ・マグネットステッカー一式(監視車) 24,300 ・DMメール返却等 6,364 ・3000人集会準備時茶及びおにぎり代 90,160 ・無線機送料代 2,840 ・ゆうパック 2,120 ・3000人集会舞台設置費用 648,000 ・尚仁沢の水 124,800 ・外交活動時昼食代 14,246 ・駐車料金 1,000 ・監視カメラ購入及び設置代 182,520
④ 外交活動費	471,611	・ゆうメール代 45,797 ・JA広報6月号差込 134,136 ・チラシ折込料 288,020 ・郵送代 850 ・振込手数料 2,808
⑤ 事務所運営費	60,000	・上寺島事務所茶菓子代 60,000
2. 通信費及び雑費	375,871	
① 光熱、水道費	93,587	・上寺島事務所電気代 93,587
② 通信運搬費	237,101	KDDI料金 94,496 ・インターネット料金 19,604 ・電話料金 123,001
③ 雑費	45,183	・ポリ袋 696 ・古河電池バッテリー寄贈謝礼 4,820 ・切手 1,722 ・プリンターインク 5,540 ・文房具 2,206 ・スタッフ名札ケース 2,220 ・ボイスレコーダー 6,264 ・段ボール 574 ・プリンター修理代 21,141
合 計	4,085,661	

収入合計 支出合計 残金

7,656,624 - 4,085,661 = 3,570,963

残金については、次年度へ繰越といたします。


平成28年6月18日


塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会 会長 君島 勝美

監 査 報 告 書

平成28年6月13日、塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会事務所において、平成27年5月31日から平成28年5月31日までの会計処理の監査を実施したところ通帳、証票、関係帳簿等が適切に処理されておりましたので報告いたします。

平成28年6月18日

最終処分場反対同盟会 監事 高 橋 博 

最終処分場反対同盟会 監事 齋 藤 恒 好 

議案第3号

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会 平成28年度活動方針（案）

平成26年7月30日に栃木県における指定廃棄物の処分場の候補地選定手法に基づく詳細調査候補地として、「寺島入国有林」が環境省により選定され、まもなく2年を迎えようとしています。

その間、前役員の皆様を中心として塩谷町民一丸となり、なぜあんなにも自然豊かな場所を詳細調査候補地にするのかという疑問を元に、断固反対・絶対反対の声を挙げ続け、環境省をはじめとした関係機関に塩谷町民の気持ちをぶつけてまいりました。

そのような活動を後押しするように、被災をした方々には申し訳ないことではありますが、昨年9月の関東・東北豪雨により、候補地が冠水するという私たちの反対運動には幸運ともいえる事実が occurred。

冠水する場所は候補地にあらざうということで、昨年12月7日に塩谷町が指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地の選定結果を返上いたしました。

しかし、その後も環境省はその事実を認めることもなく詳細調査を実施することに躍起になっております。

私たち塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会に今求められているのは町民一致団結し、何があってもこの塩谷町の自然を守り、後世の代につけを残さない、そして清流 荒川・鬼怒川の水を守り、下流域の人々に安全な水を送り届けることではないでしょうか。

そのためには何としても指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地の「白紙撤回」を勝ち取る必要があります、そのためには国が行う詳細調査に繋がるすべての事業を「断固反対」「絶対反対」し続ける意思を全町民で統一しなければなりません。

「塩谷町に絶対造らせない」「栃木県にも絶対造らせない」ために、すべての町民が「白紙撤回」を勝ち取るまで闘い抜くため「町民心ひとつ 一致団結」のスローガンのもとに活動を続けていくことを平成28年度の塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会の活動方針として提案します。

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会
会長 君島 勝美

議案第4号

平成28年度塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会 収支予算書(案)

◎収入の部

科 目	金 額	内 訳
1. 前年度繰越金	3,570,963	
2. 活動物品販売収入 (のぼり旗等)	500,000	・区 350,000 ・企業、各種団体 50,000 ・個人 100,000
3. ステッカー販売収入	15,000	・ステッカー 15,000
4. 募金	5,000	
5. 寄付金	5,000	
6. その他収入	4,037	・預金利子等 4,037
合 計	4,100,000	

◎支出の部

科 目	金 額	内 訳
1. 同盟会運営費	998,000	
① 集会等開催費	100,000	
② 街頭活動費	283,000	・広報車ガソリン代 50,000 ・道路使用許可申請料 30,000 ・軽ワゴン賃借料 120,000 ・広報車自動車税 52,000 ・自動車任意保険 31,000
③ 抗議活動費	475,000	・のぼり旗・竿代 470,000 ・振込手数料 5,000
④ 外交活動費	40,000	・チラシ折込料 40,000
⑤ 事務所運営費	100,000	・上寺島事務所茶菓子代 100,000
2. 通信費及び雑費	377,500	
① 光熱、水道費	95,000	・上寺島事務所電気代 95,000
② 通信運搬費	237,500	・KDDI料金 95,000 ・インターネット料金 19,500 ・電話料金 123,000
③ 雑費	45,000	・事務用品 5,000 ・プリンター維持管理等 40,000
3. 予備費	224,500	・上記科目の不足分を充当
4. 次年度(H29)繰越金	2,500,000	・H29年度への繰越金
合 計	4,100,000	

収入合計 4,100,000 支出合計 4,100,000 差引残金 0

上記の通り、上程いたします。

平成28年6月18日

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会 会長 君島 勝美

議案第5号

東京電力第一原子力発電所事故に起因する

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会規約（案）

（目的）

第1条 塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会は、雄大な高原山と尚仁沢湧水に代表される塩谷町の豊かな「自然と水」を守り、そこに生きる塩谷全町民の安心安全な生活を将来にわたり大切に守り育てていくと共に、荒川及び鬼怒川流域の水環境保全、生活環境向上と、安全安心な地域社会の実現に寄与するため、源流域の町の責務として、福島第一原子力発電所事故を起因として発生した指定廃棄物の最終処分場詳細調査候補地を、塩谷町上寺島地内の寺島入国有林野に選定したことに対し、候補地選定の白紙撤回を成就させることを目的として活動する。

（名称）

第2条 本会は、塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会（以下「同盟会」という。）という。

（事業）

第3条 同盟会は、指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地選定の白紙撤回（以下「白紙撤回」）を達成するため次の事業を行う。

- (1) 白紙撤回のための署名活動
- (2) 白紙撤回のための要望、請願活動等
- (3) 白紙撤回のための各種大会の開催
- (4) 白紙撤回のための各関係機関、団体との連絡及び調整
- (5) その他白紙撤回のために必要な事項

（構成）

第4条 同盟会は、塩谷町民全員が会員であり、別図1の組織により構成するものとする。

（役員）

第5条 同盟会には、会長、副会長、会計、事務局長、監事及び理事の役員を置く。

- 2 会長1名、副会長2名は、第4条の構成員のうち理事の職にあるものから互選する。
- 3 会計1名、事務局長1名、監事2名及び事務局員は第4条の構成員の中から適任者を選任する。
- 4 会長は会務を総括し、会長に事故ある時は副会長がその職務を代理する。

（任期）

第6条 同盟会役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

（理事会）

第7条 同盟会の事業を円滑に行うため、理事会を置く。

- 2 理事会は、会長の命により本会の事業執行にあたる。
- 3 理事会は、ブロック毎に選出された理事を以って構成する。
- 4 理事会は、必要に応じて理事以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会 議)

第8条 同盟会の会議は、会長が召集し議長となる。

2 会議には、必要に応じて本会構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(総 会)

第9条 同盟会の総会は全会員をもって構成し、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年6月に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(事務局)

第10条 同盟会の事務局は、塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会事務所内に設置する。

(経 費)

第11条 同盟会の経費は、塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会が収受する寄付金等及び事業により得た収益等を充当する。

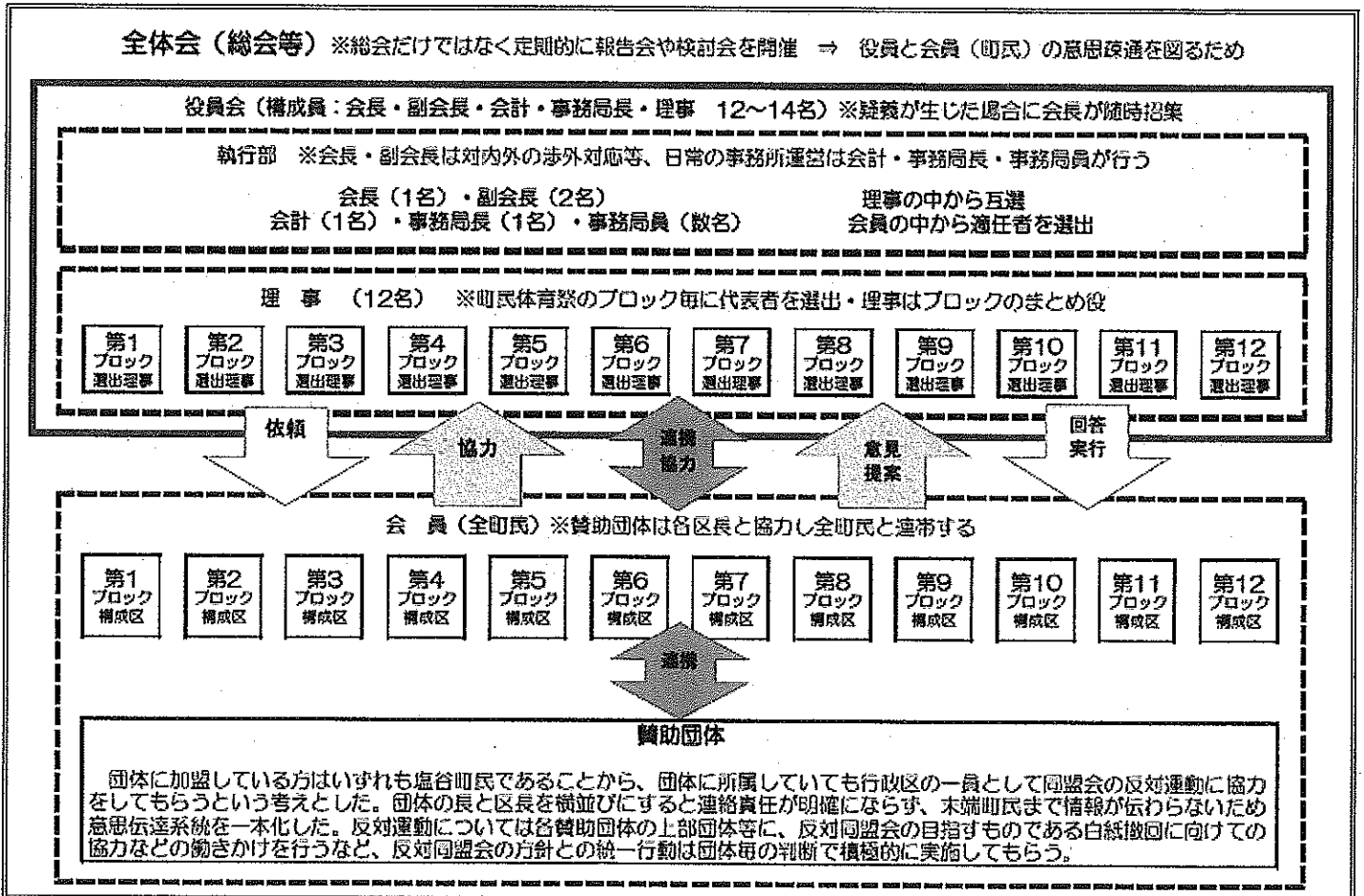
2 会計年度は6月1日から翌年の5月31日までとする。

附 則

1. この規約は、平成28年6月 日から施行する。

別図1

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会組織図



塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会役員名簿

役職	氏名	所属	備考
会長	君島勝美	玉生地区区長会会長 (梶橋区長)	第5ブロック選出理事 (理事による互選により選出)
副会長	植木健次	船生地区区長会会長 (佐貫区長)	第10ブロック選出理事 (理事による互選により選出)
副会長	小太刀方三	大宮地区区長会会長 (大宮上区長)	第1ブロック選出理事 (理事による互選により選出)
事務局長	和氣孝夫	上寺島区	会員の中から選出
会計	斎藤善輝	沼倉区長	会員の中から選出
監事	高橋博	田所下区長	会員の中から選出
監事	斎藤恒好	東房区長	会員の中から選出
理事	神長光雄	玉生地区区長会副会長 (金枝区長)	第6ブロック選出理事
理事	増淵利江	玉生地区区長会会計 (下寺島区長)	第7ブロック選出理事
理事	玉山幸夫	第8ブロック選出 (玉生宿前区長)	第8ブロック選出理事
理事	斎藤浩	第9ブロック選出 (合柄橋区長)	第9ブロック選出理事
理事	江連久雄	船生地区区長会副会長 (新谷区長)	第11ブロック選出理事
理事	伴瀬涉次	船生地区区長会副会長 (道谷原区長)	第12ブロック選出理事
理事	高橋利行	大宮地区区長会副会長 (田所中区長)	第2ブロック選出理事
理事	和氣郁夫	大宮地区区長会会計 (大久保区長)	第3ブロック選出理事
理事	吉田英晴	第4ブロック選出 (風見区長)	第4ブロック選出理事

協議第1号

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会の事務所について

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会の事務所については同盟会発足時から事務的な機能を有する「農協事務所」と、現地を訪れる方々への情報発信や環境省の急な現地調査等に対応するための機能を有する「上寺島事務所」の2カ所を拠点として運動を展開してきました。

その間、「農協事務所」については塩野谷農業協同組合様のご厚意により、賃料・光熱費・印刷費用・エアコンの設置などにおいてご支援をいただいております。この件に関しましては本当にありがたい事であり心より御礼申し上げます。

しかし、この1年の事務所の運営状況を顧みますと、環境省の動きも当初の1年に比べ落ち着きを見せており、現在は同盟会からアクションを起こすというよりも環境省の動きに対応するという状況になってまいりました。

そのような事もあり、過日の旧役員との事務引継時のアドバイスや今年1月に実施した町民の皆様への調査結果等をふまえて、6月8日に開催しました理事会において同盟会事務所の今後について検討し、「候補地に近くわかりやすいところにある」「候補地の有事の際にはすぐに駆けつけることができる」「何よりも候補地の地元である」との理由から今現在2カ所に分かれている事務所を「上寺島事務所」1カ所に統合することを定期総会に提案することになりました。

ただし、現在の「上寺島事務所」になっている上寺島活性化施設は国・県の公費負担をいただいで整備した施設でありますので、いかなる理由があろうとも国・県の考えに反する運動には使用する事が好ましくありませんので、同盟会の事務所については上寺島活性化施設の北側の私有地を提供していただき、上寺島区内の同盟会会員の方の使用していないプレハブを建てて事務所とする計画であります。土地の所有者様とプレハブの所有者様には無償提供で快諾をいただいております。なお、上寺島活性化施設については事務所を訪れる方の交流の場として現在同様に使用させていただく予定で、上寺島区のご了解もいただいております。

同盟会の活動費用も年々少なくなっていく予定です。経費節減の一環として提案させていただきますので何卒ご理解をお願いいたします。

協議第2号

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会の広報車について

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会の活動用広報車については、同盟会発足当時、「指定廃棄物最終処分場候補地の白紙撤回を求める矢板市民同盟会」様より提供があったトヨタエスティマ（車両は無償提供、車検・保険・修理費は同盟会負担）の広報車を使用していました。その後、デモや集会、そして候補地の監視活動を行うために車両が不足していたことから、塩野谷農業協同組合で使用しなくなったバン型の軽自動車（スバルサンバー）をリースすることになり、現在月10,000円のリース料金（保険・車検・修理代含み）でお借りしております。

しかし、最近の使用状況をみますと、昨年9月の関東・東北豪雨により候補地周辺の林道が洗掘され、車両が入ることが困難であるため監視活動も休止しており、本年度においても林道の改修工事が入っており、安全性を確保できないことから当面の間監視活動を再開する目途は立たない状況であります。

また、最近の環境省の動きからは町や同盟会に予告無しで詳細調査に入るような強引な手法をとることも考えにくく、それらを総合いたしますと現在の車両台数は必要ないのではないかとということになりました。

つきましては、老朽化が激しく維持経費が比較的にかかっている「指定廃棄物最終処分場候補地の白紙撤回を求める矢板市民同盟会」様よりお借りしているトヨタエスティマを所有車の方にお返しし、塩野谷農業協同組合からリースしている車両を残すということで総会にお謀りさせていただきます。

もし仮に環境省が急に塩谷町に入ってくるようになった場合でも、緊急的に広報車両を提供していただける会員の方もおられますので、対応は可能だと考えております。

事務所と同様に同盟会の活動費用も年々少なくなっていくと思います。経費節減の一環として提案させていただきますので何卒ご理解をお願いいたします。

《 説明資料 》

○ 町民のみなさまへ

塩谷町では、町民への皆様への説明責任を果たすために、以前より一時保管されている指定廃棄物の放射能濃度の再測定を早急を実施することは必要不可欠であると考え、2月に栃木県が環境省に対し提出いたしました『指定廃棄物の指定解除の仕組み（案）に対する意見書等』にも本町からの要望のひとつとして掲載させていただきました。

しかしこの件につきまして3月10日に環境省から栃木県に回答があった内容を確認したところ、『栃木県において再測定を実施するかは、県や地元市町等のご意見を十分に伺いながら、総合的に検討してまいります。』との内容で、国の判断や責任を県や市町に委ねると理解せざるを得ない内容となっております。このことから、本町では環境省は再測定の実施につきましては、栃木県及び市町からの要望がなければ実施しないと解釈し、本町から環境省及び栃木県に対して早期に再測定を実施していただけるよう要望をする予定でありました。

ところが3月18日の衆議院環境委員会及び同日の閣議後の記者会見において、大臣より『環境省は栃木県の再測定をすることは決めている』という発言があり、あとは栃木県の協力と、環境省がいつから実施するかが問題であると判断するに至りました。このような事項は実行までに時間を要すると、議論が元に戻ってしまうことも考えられることから、塩谷町としては早期に再測定を実現していただけるよう環境省と栃木県に町・議会の総意として別紙の要請書等により『早期実現』のお願いをさせていただきました。

また、大臣は再測定を実施する目的として『現状を把握し、今後の方策を検討する』ともお話しされておりましたので、このような前向きな施策は一刻も早く実施することが望ましいことから、結果に基づいての新たな方策の検討も早急に進めていただけるよう指定廃棄物を一時保管するひとつの町として併せて要請させていただきました。

今回、この要請により塩谷町が保管している指定廃棄物についてどれだけの放射能濃度があるかの再測定していただけることになりましたので、町民の皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

環境省

環境大臣 丸川 珠代 様

指定廃棄物の再測定と問題解決に向けた新たな
方策の早急な検討を求める要請書

平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地選定につきましては、選定された本町の寺島入国有地が昨年 9 月の関東・東北豪雨により冠水した事により、12 月 7 日に候補地選定の結果を返上させていただきました。

しかしながら、指定廃棄物の処分問題については解決したわけではなく、どこかで結論付けをしなければならないものであり、その解決のためには現在の指定廃棄物の状況を的確に把握し原点に立ち返り、現状を踏まえた新たな解決法を検討することが必要ではないかと思っております。

そのためには、現在、一時保管されている指定廃棄物の放射能濃度の再測定を早急に実施することは必要不可欠であると考えており、先に栃木県が環境省に対し提出いたしました『指定廃棄物の指定解除の仕組み(案)に対する意見書等』に本町から要望のひとつとして掲載させていただきました。今回、その内容をご理解していただき、3月18日の衆議院環境委員会及び同日の閣議後の記者会見において、大臣が『環境省は再測定をすることとしている』というお話しをしてくださったことで、私共はこの問題を環境省が真摯に受け止め解決に向けて新たな一歩を踏み出してくれたものと理解させていただきました。

ただ今後、これを実行しなければ何の意味もありません。実行に向けて、様々な調整が必要なこともわかっております。各市町や各保管者の考えも多種多様であることも想像することができます。加えて、住民の考えと理解というものがさらに重要になってくると思います。

行政を執行する上で住民の信頼を得るためには、常に真実を伝える必要があります。今、必要なことは大臣がお話していたように、再測定を行い『現状を把握し、今後の方策を検討する』ことです。このことは以前より事あるごとに本町の考えとして主張してまいりました。それは、住民に真実を伝える責任があったからです。不安を抱える住民に真実を伝えることにより、共にその解決方法を考えていくためであります。今まさにその事に環境省が気付いてくれたと思っております。

つきましては、このような前向きな施策は1日も早く実施することが望ましいと思っておりますので、再測定の早期実現と測定結果に基づいた新たな方策の検討を早急に進めていただけるよう、指定廃棄物を一時保管するひとつの町として要請させていただきます。

平成28年 3月24日

栃木県 塩谷町長 見形 和久

栃木県 塩谷町議会議長 手塚 礼知

栃木県知事 福田 富一 様

指定廃棄物の再測定と保管場所の強固化へ向けての
栃木県から環境省への働きかけの要望について

平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地選定につきましては、選定された本町の寺島入国有地が昨年 9 月の関東・東北豪雨により冠水した事により、12 月 7 日に候補地選定の結果を環境省に返上させていただきました。

しかしながら、指定廃棄物の処分問題については解決したわけではなく、どこかで結論付けをしなければならない問題であり、その解決には現在の指定廃棄物の状況を把握し原点に立ち返り、現状を踏まえた新たな解決法を検討することが必要ではないかと思っております。

そのためには、本県内で一時保管されている指定廃棄物の放射能濃度の再測定を早急に実施することは必要不可欠であると考えております。

そのようなことから、先に栃木県が県内市町の意見を集約し、環境省に対し提出いたしました『指定廃棄物の指定解除の仕組み（案）に対する意見書等』に本町が要望していた再測定の事項も含めていただきました。このことにつきましては、格別なるご配慮をいただき誠にありがとうございました。お陰様をもちまして、3 月 18 日の衆議院環境委員会及び同日の閣議後の記者会見において、丸川環境大臣より『環境省は再測定をすることとしている』というお言葉をいただき、私共もこの問題を環境省が本気で解決しようと新たな一歩を歩み出したことをありがたく思っているところであり、貴職のお力添えをいただきましたことに心より感謝を申し上げる次第であります。

今後はこれをいかに実行していくかということが問題であり、栃木県から環境省に提出した上記の意見書で『大がかりな作業になり風評被害の懸念がある。測定後の対策も含めて保管者や市町の意見を十分に聞きながら検討して欲しい。』と課題を見据えて意見をしていることは、まさにその通りだと思っております。

それらの懸念をなくすためには、再測定の作業に併せて、知事がいつも心配している保管場所の安全性を確保することを抱き合わせて考える工夫が必要かも知れません。環境省は第9回指定廃棄物処分等有識者会議の中で、『現地保管継続に当たっての更なる安全の確保について』の指針を説明しております。その保管方法としてボックスカルバートの設置、コンクリートボックスへの入替、鋼製コンテナへの収納等を具体的に示しております。今回の再測定の作業に併せて環境省が示した強固な保管方法に代えていくことも有効なことではないでしょうか。

いずれにしても環境省が再測定に向けて動き出していただいたことは、この問題解決に向けての大きな一歩だと思っております。

つきましては、貴職におかれましても、再測定の早期の実現と、併せて一時保管場所の強固化に向けて、環境省に対し強く働きかけをしていただけますよう指定廃棄物を一時保管するひとつの町として要望させていただきますので、ご支援をよろしく願いたします。

平成28年 3月24日

塩谷町長 見形和久

塩谷町議会議長 手塚礼知